

鹿児島大学大学院連合農学研究科長候補者選考細則

平成 16 年 4 月 1 日
鹿大連細則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 鹿児島大学大学院連合農学研究科長候補者選考規則(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「規則」という。)第 13 条の規定に基づき、この細則を定めるものとする。

(実施計画の決定)

第 2 条 規則第 3 条の規定により選考を行う必要が生じたときは、鹿児島大学大学院連合農学研究科教授会(以下「研究科教授会」という。)が研究科長候補者選考の実施計画を決定する。

(意向投票管理委員会の処理事項)

第 3 条 規則第 10 条に規定する各意向投票管理委員会は、次の事項を処理する。

- (1) 意向投票の公示
- (2) 候補資格者名簿の作成。ただし、第 2 次意向投票にあつては候補適任者名簿の作成
- (3) 第 2 次意向投票における候補適任者の所信表明の作成依頼及び送達方法等の決定
- (4) 投票資格者名簿の作成及び縦覧
- (5) 投票用紙の作成、送達方法等の決定
- (6) 投票用紙の交付
- (7) 投票の立会い及び開票
- (8) 投票総数並びに有効投票及び無効投票の確認
- (9) 開票録の作成及び開票結果の公示
- (10) その他意向投票の実施に関し必要な事項

(意向投票の公示)

第 4 条 意向投票管理委員会は、投票日の 10 日前までに、第 1 次意向投票にあつては意向投票を行う日時及び場所並びに候補資格者の氏名を鹿児島大学の農学部及び水産学部の所定の場所に、第 2 次意向投票にあつては意向投票を行う日時及び場所並びに候補者の氏名を構成大学各学部の所定の場所に、それぞれ公示する。

(投票資格者名簿)

第 5 条 意向投票管理委員会は、公示の日に、規則第 8 条に定める者について構成大学各学部別に投票資格者名簿を作成する。ただし、第 1 次意向投票にあつては、鹿児島大学の農学部及び水産学部別に作成する。

- 2 投票資格者名簿は、構成大学各学部事務に備え付け、公示の日から投票日の 5 日前まで投票資格者の縦覧に供するものとする。
- 3 投票資格者は、投票資格者名簿に脱漏、誤載等があるときは、投票日の 5 日前までに意向投票管理委員会に異議を申し立てることができる。
- 4 意向投票管理委員会は、前項の申立てがあつたときは、投票日の前日までにその内容を審査し、正当であると認めるときは、直ちに投票資格者名簿を修正する。
- 5 意向投票管理委員会は、規則第 8 条第 2 項の規定による異動があつたときは、その都度投票資格者名簿を補正する。

(意向投票事務の委託)

第 6 条 意向投票管理委員会は、構成大学各学部における投票及び開票に関する事務を、当該学部の学部長(以下「意向投票事務管理者」という。)に委託する。

(投票)

第 7 条 投票は、構成大学各学部において行う。ただし、第 1 次意向投票にあつては、鹿児島大学の農学部及び水産学部で行う。

- 2 投票資格者は、投票日に、各投票所で投票用紙(別記様式第 1 号から別記様式第 2 号まで)の交付を受

けて投票する。

3 代理投票は、認めない。

(不在者投票)

第8条 不在者投票は、当日やむを得ない事由により投票できない場合において、あらかじめ不在者投票承認願(別記様式第3号)を意向投票管理委員会に提出し承認を得たとき、これを行うことができる。

2 不在者投票の承認を得た者は、意向投票の通知を受けた日から意向投票の前日までに、定められた投票所において投票用紙の交付を受け、投票を厳封して当該学部の意向投票事務管理者に提出しなければならない。

3 投票用紙及び封皮は、所定のものを使用しなければならない。

4 代理投票は、認めない。

(開票)

第9条 開票は投票終了後直ちに、第1次意向投票にあつては鹿児島大学の大学院連合農学研究科において、第2次意向投票にあつては構成大学各学部において、当該学部に所属する意向投票管理委員会委員の立会いの下に行う。

(投票の効力の判定基準)

第10条 次に掲げる投票は、無効とする。

(1) 白票

(2) 第1次意向投票にあつては候補資格者以外の氏名を、第2次意向投票にあつては候補適任者以外の氏名を、それぞれ記載したもの

(3) 氏名の判定ができないもの

(4) 第1次意向投票にあつては4名以上、第2次意向投票にあつては2名以上、それぞれ連記したもの

(5) 所定の投票用紙を用いないもの

2 前項各号に掲げるもののほか、投票の効力について疑義が生じたときは、当該学部の学部長と意向投票管理委員会委員が協議の上決定する。

(第1次意向投票の開票結果の報告)

第11条 第1次意向投票の意向投票管理委員会は、開票の結果を研究科長に報告する。

(所信表明書の作成依頼)

第12条 規則第6条に規定する所信表明書の作成依頼は、第1次意向投票管理委員会委員長が第1次意向投票終了後に直ちに行うものとし、第1次意向投票後の最初の鹿児島大学大学院連合農学研究科代議委員会開催日までに所信表明書の作成意思の確認を行うものとする。

2 前項の所信表明書は、第2次意向投票管理委員会が開催される前日までに提出するものとする。

3 第1項に規定する所信表明書は、学長に推薦する際に添付する所信表明書とする。

(第1次意向投票の結果の公示)

第13条 第1次意向投票管理委員会委員長は、前条に規定する経過を代議委員会に報告の上、所信表明書の作成意思のある者を候補適任者として構成大学各学部の所定の場所に氏名を五十音順に公示する。

(第2次意向投票の開票結果の報告及び公示)

第14条 構成大学各学部長は、第2次意向投票の開票結果を意向投票管理委員会委員長に報告する。

2 第2次意向投票管理委員会委員長は、前項の報告を集計し、その結果を直ちに研究科長に報告し、構成大学各学部の所定の場所に公示する。

3 前項の公示においては順位、氏名のみとし得票数は付さないものとする。

第15条 第2次意向投票管理委員会委員長は、当該意向投票の結果(得票数を含む)を研究科教授会に報告する。

第16条 研究科教授会は、候補者2名又は3名を決定したときは、その旨を構成大学各学部長に通知するとともに、構成大学各学部の所定の場所に公示する。

(雑則)

第17条 この細則に定めるもののほか、意向投票の実施に関する事項は、意向投票管理委員会が別に定める。

附 則

この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から任命される研究科長の選考等から適用する。なお、施行日以前に行われた研究科長候補者の推薦等の手続きは、改正後の規定に基づく手続きを行ったものとみなす。

附 則

この規則は、平成 28 年 2 月 19 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

別記様式1 (第7条関係)

(表)

(折り込み)

鹿兒島大学大学院連合農学研究科長 第1次意向投票 投票 用 紙		研究科 の 印
------------------------------------	--	------------

(裏)

(折り込み)

候補適任者 氏 名 (3名連記)	

別記様式2 (第7条関係)

(表)

(折り込み)

鹿兒島大学大学院連合農学研究科長 第2次意向投票 投票 用 紙		研究科 の 印
------------------------------------	--	------------

(裏)

(折り込み)

候補者 氏 名	
------------	--

別記様式3 (第8条関係)

年 月 日

鹿児島大学大学院連合農学研究科長
意向投票管理委員会 殿

所 属
職名及び氏名

印

鹿児島大学大学院連合農学研究科長意向投票不在者投票承認願

わたくしは、意向投票当日
ください。

のため投票できませんので不在者投票をご承認